

規 則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第二号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び中等教育学校」を「、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第三条第一項中「申請」の下に「（指定都市の設置する特別支援学校の位置の変更にあつては届出）」を加える。

第四条及び第五条中「及び中等教育学校」を「、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第九条中「又は学科の設置」を「若しくは学科の設置又は指定都市の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置」に改める。

第十条の見出し中「申請」の下に「又は届出」を加え、同条中「、又は」を「又は」に改め、「申請」の下に「（指定都市の設置する特別支援学校の幼稚園、小学部、中学部又は高等部の設置にあつては届出）」を加える。

第十一条の見出し中「申請等」を「申請又は届出」に改め、同条中「申請」の下に「（指定都市の設置する特別支援学校の高等部における通信教育の開設にあつては届出）」を加える。

第十二条の見出し中「申請」の下に「又は届出」を加え、同条中「申請」の下に「（指定都市の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制又はその変更にあつては届出）」を加える。

第十三条第一項中「及び中等教育学校の廃止」を「、中等教育学校及び特別支援学校の廃止」に改め、「学科の廃止」の下に「、指定都市の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止、指定都市の設置する特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部若しくは高等部の廃止」を加え、「及び中等教育学校の分校」を「、中等教育学校及び特別支援学校の分校」に改め、同条第二項中「申請」の下に「（指定都市の設置する特別支援学校の高等部における通信教育の廃止にあつては届出）」を加え、同条第三項中「高等学校」の下に「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。